

ロケットの部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）

令和 8 年 3 月 1 2 日

令和〇年〇月〇日改定

経 済 産 業 省

はじめに	3
第 1 章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項	4
第 1 節 ロケットの部品等を取り巻く状況	4
(1) 重要性	4
(2) 外部依存性	5
(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	8
(4) 本法による施策の必要性	8
(5) サプライチェーンの構造	9
(6) ロケットの部品等のサプライチェーンが抱える課題及び動向	9
第 2 節 ロケットの部品等の安定供給確保に関する目標	10
第 2 章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項	11
第 1 節 施策の基本的な方向及び目標	11
第 2 節 実施する個別施策	11
(1) フェアリングの国内生産基盤の確立・強化	11
(2) 固体ロケットモータの国内生産基盤の確立・強化	11
(3) 燃料供給系部品の国内生産基盤の確立・強化	12
第 3 節 施策に係る留意事項	12
(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境	12
(2) 施策の総合的かつ効果的な推進	12
(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進	13
(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等	13
(5) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置	14
第 3 章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	15
第 1 節 取組の対象範囲	15
第 2 節 安定供給確保の目標	15
第 3 節 供給安定性	16
第 4 節 当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限	17
第 5 節 実施体制	17
第 6 節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置	17
(1) 需給ひっ迫時の対応	17
(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発	17

(3) 技術流出防止措置	18
第7節 複数事業者が申請する計画の認定に関する事項	19
第8節 計画の認定に当たって配慮すべき事項	19
第4章 ロケットの部品等の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金	20
第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項	20
第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項	20
第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項	20
第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項	21
第5章 ロケットの部品等に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項	22
第1節 指定の要件	22
第2節 指定解除の考え方	22
第3節 その他留意事項	22
(1) 国が講ずる施策に関する事項	22
(2) 輸送手段の確保に関する事項	22
第6章 ロケットの部品等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項	23
第1節 国際約束との整合性の確保	23
第2節 経済活動における人権の尊重	23
第3節 サイバーセキュリティの確保	23
第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境	24
第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表	24
第6節 関係行政機関との連携	24
第7節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力	25
第7章 その他ロケットの部品等の安定供給確保に関し必要な事項	26

はじめに

人工衛星が提供する地球観測データ、衛星通信及び測位情報は、国民生活や経済活動の根幹を成すものであり、今後我が国が直面する人口減少の問題を背景に、産業の高付加価値化、激化する安全保障環境や頻発する自然災害への対応を実現する上で、次世代の国家インフラとして一層重要性を増している。

ロケットは、人工衛星を宇宙空間へ投入し得る現時点における唯一の手段であり、人工衛星の自律的な打上げを行うためには、我が国におけるロケット製造能力を強化し、その自律性を担保することが経済安全保障上も極めて重要である。

他方、世界規模で宇宙利用が拡大し、国内外で人工衛星の打上げ需要が増大する中、我が国のロケット製造に係るサプライチェーンは、将来的な需要に対応し得る十分な生産基盤を有しているとはいえない状況にある。特に一部の重要部品については、世界的な打上げ需要の高まり等を背景に海外依存が進行し、供給途絶リスクが懸念される状況にあり、これら重要部品の安定供給を確保することが喫緊の課題となっている。

こうした趣旨を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、特定重要物資等に係る安定供給確保を図るための取組指針を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。

なお、ロケットの部品又はその生産に必要な原材料等（以下「ロケットの部品等」という。）の安定的な供給の確保に関する取組方針（以下「取組方針」という。）において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第1章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

第1節 ロケットの部品等を取り巻く状況

(1) 重要性

① ロケットの部品等の用途・特性

先述のとおり、人工衛星が提供する地球観測データ、衛星通信及び測位情報に、我が国の国民生活や経済活動は深く依拠している。その打上げを自律的に行うべく、国内にロケットの部品（特に機体・エンジンを構成する主要な部品）に係るサプライチェーンを構築することは経済安全保障上極めて重要である。

また、ロケットの部品等には、宇宙環境の特殊性に応じて、軽量、高強度、高耐熱、極低温環境への対応等の条件を満たす特殊な素材・製造技術が求められているため、サプライチェーンの代替や新規立ち上げには数年を要し、その機能を直ちに代替可能な製品を調達することは困難である。

② ロケットの部品等の市場動向及び関連産業への影響

近年、世界的な宇宙利用の拡大に伴い、世界の宇宙市場は年率約9%の成長を続けており、2035年には現在の約2.8倍に達する規模になると予測されるなど急速に拡大している¹。特に衛星コンステレーション²の台頭等により、人工衛星の打上げ需要が今後飛躍的に増加すること等に伴い、我が国においても打上げの高頻度化が必要となるが、政府は2030年代前半までに、政府の基幹ロケット及び民間ロケットの国内打上げ能力を年間30件程度確保することをKPIとして設定している³。そのため、国内ロケット打上げ数を現状の5機⁴から大きく増加させる必要があり、それに応じてロケットの部品等についても需要拡大が見込まれている。

以上より、ロケットの部品等は、その供給不足が我が国の国民生活・経済活動に大きな影響を生じさせるものであり、代替が極めて困難であることから、広く国民生活・経済活動が依拠している状況にあると言える。

¹ World Economic Forum, 「Space: The \$1.8 Trillion Opportunity for Global Economic Growth」(2024年4月)

² 多数の衛星を一つのシステムとして機能させるもの。

³ 「宇宙戦略基金 基本方針」(令和7年3月26日改定、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省)

⁴ 内閣府宇宙開発戦略推進事務局「宇宙技術戦略(宇宙輸送)改訂の方向性(案)について」(2025年2月)

(2) 外部依存性

① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識

宇宙利用の拡大に伴い、世界的にロケットの部品等の供給逼迫が生じている中、我が国のロケットの製造に係るサプライチェーンの一部には、海外に供給を依存している又は将来的に依存するおそれがあるものが存在している。

ア フェアリング

フェアリングは、打上げ時や飛行中に生じる空力加熱、振動、音響、風圧等の過酷な環境からロケットの先端に搭載した人工衛星を保護するとともに、空気抵抗を低減することでロケットの安定的な飛行に寄与する重要な部品である。

これまで国内で基幹ロケット向けに製造が行われてきたが、民間ロケットの開発・実証が開始され、今後民間ロケットを含む国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準ではなく、実際、民間ロケットの需要は海外への依存度が大きい。

イ 固体ロケットモータ

固体ロケットモータは、固体燃料ロケットの推進装置や液体燃料ロケットの補助ブースタとして使用され、ロケットの打上げに必要な推進力を生み出す部品である。固体ロケットモータには特に高温・高圧への耐性が求められるため、ノズル部分には炭素繊維を用いた複合材（Carbon/Carbon 複合材）が使用されている。

これらの条件を満たす素材を製造できる企業は世界的にも限定されており、民間ロケットの開発・実証が開始され、今後民間ロケットを含む国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準でない。このまま適切な措置を講じなければ、将来的に海外に供給を依存するおそれがある。

ウ 燃料供給系部品

燃料供給系部品は、液体燃料をロケットエンジン燃焼室に供給し、推進力を発生させるために不可欠な精密部品である。液体燃料を使用する際の極低温環境における動作性に加え、ターボポンプの高速回転やそれが生み出す高圧への耐性を有する素材の使用が求められる。

これらの条件を満たす素材を加工できる国内企業は限定されており、民間ロケットの開発・実証が開始され、今後民間ロケットを含む国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準でない。このまま適切な措置を講じなければ、将来的に海外に供給を依存するおそれがある。

② 将来の重要性及び成長性

先述のとおり、世界の宇宙市場は急速に拡大していくと予想される。また我が国においても、政府は2020年時点で4兆円の宇宙機器・宇宙ソリューション⁵の市場を、2030年代の早期に8兆円に倍増させることを目標としており、急速な成長が見込まれている⁶。

③ 我が国及び諸外国・地域の政府及び民間の動向

ア 政府の動向

(ア) 日本

宇宙空間における活動を通じてもたらされる経済・社会の変革が世界的なうねりとなっている中、我が国の宇宙活動の自律性を維持・強化し、世界をリードしていくため、内閣府の宇宙開発戦略本部において「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）が策定された。本計画内においては、他国に依存しない宇宙アクセスの確保と自律的な宇宙活動は我が国の安全保障、国土強靱化、イノベーション等の持続的な実現に資すると位置づけられており、高頻度な打上げとより大きな輸送能力、より安価な打上げ価格を実現する宇宙輸送システムを、基幹ロケットと民間ロケットを通じて、2020年代後半には我が国全体で構築することとしている⁷。

さらに、政府は2023年に「宇宙戦略基金」を創設し、今後10年間で総額1兆円規模の資金を宇宙分野に投じることを決定した⁸。この基金は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が民間企業や大学等に対して先端技術開発や商業化支援を行うための資金供給機能を担うものであり、産学官の連携を通じて宇宙産業の競争力強化を図ることを目指している。また、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省が策定した「宇宙戦略基金 基本方針」（令和6年4月26日策定、令和7年3月26日改定）においては、「国内で開発された衛星や海外衛星、多様な打上げ需要に対応できる状況を見据え、低コスト構造の宇宙輸送システムを実現する」として、「2030年代前半までに、基幹ロケット及び民間ロケットの国内打上げ能力を年間30件程度確保」というKPIを設定するとともに、「そのための産業基盤を国内に構築し自立性及び自律性を確保するとともに、新たな宇宙輸送システムの実現に必要な技術を獲得し我が国の国際競争力を底上げする」こととしている⁹。

(イ) 米国

「国家宇宙輸送計画（U.S. National Space Transportation Policy NSTP）」（2013

⁵ 通信衛星コンステレーションによるブロードバンドインターネット、観測衛星を使ったインフラ管理や災害時の被災状況把握、測位・観測衛星を使ったスマート農林水産業等の新たな課題解決の手法のこと。

⁶ 「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）

⁷ 「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）

⁸ 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）

⁹ 「宇宙戦略基金 基本方針」（令和7年3月26日改定、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）

年)において、米国の宇宙への輸送手段の確立の重要性を再認識し、現行及び次世代の同国宇宙輸送システムの信頼性、即時性、機能性、及び費用対効果を向上させるための研究開発を主導することを規定している¹⁰。

また、大型ロケットについては、米国空軍(USAF)がNational Security Space Launch(NSSL)プログラムに基づく支援を、米国航空宇宙局(NASA)はCommercial Resupply Services(CRS)等による支援を実施。小型ロケットについては、SBIR(Small Business Innovation Research)等の米国政府の積極的な資金的・技術的支援もあり、数多くのベンチャー企業が小型ロケットの開発に取り組んでいる状況。

また、米国政府の調査・監査機関GAOの「固体ロケットモータ報告書」(2017年)において、固体ロケットモータサプライチェーンの脆弱性が指摘されており¹¹、国防総省が既存固体ロケットモータ製造業者の生産能力強化、製造技術の近代化、新規企業の参入促進を目指して支援を実施している。

(ウ) 欧州

欧州宇宙機関(ESA)は「Strategy 2040」(2025年)において、現在及び将来の欧州圏の宇宙輸送需要の海外流出を防ぎ、基幹ロケットであるアリアン6ロケット及びベガCロケットによって満たすことを規定している¹²。

また、欧州宇宙機関はFLPPプログラム(Future Launchers Preparatory Programme)により、欧州の次世代宇宙輸送システムの技術開発を、サプライチェーンを含めて支援するとともに、「Boost!」プログラムや「European Launcher Challenge」プログラムにより、欧州の民間事業者主導による商業宇宙輸送サービス(打上げ、軌道上輸送、帰還など)の開発・商業化を促進している。

(エ) アジア

中国については、宇宙白書「2021 中国的航天」(2021年)において、2021年以降の5年間で高推力固体燃料ロケットや大型ロケットプロジェクトを進めるとともに、新型ロケットエンジン、複合推進システム、上段技術などの開発を進め、多様で利便性の高い宇宙アクセス能力を拡大し、宇宙輸送システム全体の性能向上とロケットの高度化を継続的に推進することを表明している¹³。

韓国については、2024年5月に航空宇宙庁が設置されるとともに「第4次宇宙開発振興基本計画(2023~2027年)」において、5大ミッションのひとつとして宇宙輸送を取り上げており、その施行計画である「2025年度宇宙開発振興施行計画」(2025

¹⁰ Executive Office of the President 「National Space Transportation Policy」(2013年11月)

¹¹ U.S. Government Accountability Office 「Solid Rocket Motors: DOD and Industry Are Addressing Challenges to Minimize Supply Concerns. GAO-18-45」(2017年10月)

¹² European Space Agency 「ESA Strategy 2040」(2025年)

¹³ 中华人民共和国国务院新闻办公室 「2021 中国的航天」(2022年1月)

年)においては、ヌリロケットの打上げと、再使用型ロケット技術の獲得や次世代ロケットの開発を目標とした技術開発支援を行うとともに、民間企業との共同開発を通じて、商業打上げ市場への進出を促進することが示されている¹⁴。

イ 民間の動向

近年、人工衛星の打上げ需要の増加を背景として、民間企業によるロケットの打上げ回数が大幅に増加している。その中でも、米国の民間企業である SpaceX は、2024 年に 133 回の打上げを実施しており、過去 10 年間で打上げ回数を 22 倍以上に伸ばして、世界の打上げ回数の半数以上を占めるようになってきている。また、世界各国においても政府支援を受けた民間事業者によるロケットの開発が盛んに行われており、スタートアップ企業による小型・中型ロケット開発への参入が進んでいる¹⁵。

以上のことから、ロケットの部品等は、社会経済構造や技術革新の動向、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる状態にあり、既に外部に過度に依存している又は依存するおそれのある状況にある。

(3) 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

世界的な需要の高まりの中、ロケットの部品等のうちフェアリングについては、我が国への供給が滞るケースが実際に存在している。また、固体ロケットモータについては、製造能力を有する企業が世界的に限られており、かつ各国が戦略的対応（輸出管理、自国向け増産支援）を進めている。特定の燃料供給系部品については、各国の各ロケットに固有のサプライチェーンが構築されており、入手が困難である。

今後の国内打上げ数の急増に対して国内供給能力の不足が想定されるが、上記の状況を踏まえると、我が国が海外からの供給に依存した場合、供給途絶の蓋然性は高いと考えられる。また、海外からの供給に依存することが困難なものも存在するため、安定供給が困難となる蓋然性が高いと考えられる。

(4) 本法による施策の必要性

ロケットの部品等については、先述のとおり、今後の需要増加が見込まれている一方で、従来の我が国の宇宙政策は、2024 年に創設された宇宙戦略基金も含め、技術開発支援が中心であり、量産に対応した本格的な生産基盤の構築に向けた措置は十分に講じられていない。このまま適切な措置を講じなければ、将来的に十分な国内供給体制を構築できないおそれがあり、早急に対応する必要がある。

¹⁴ 韓国科学技術情報通信部「第 4 次宇宙開発振興基本計画（2023～2027）の 2025 年度実施計画」（2025 年）

¹⁵ 宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会 第 9 回会合 資料 1 「宇宙輸送に係る最近の状況」（2025 年 11 月）

(5) サプライチェーンの構造

ロケットの製造工程は、機体・推進系等の製造、最終組立に大別される。

ロケットを構成する代表的な素材としては、アルミニウム合金・ニッケル合金等の金属素材やCFRP (Carbon Fiber Reinforced Plastic)、Carbon/Carbon 複合材等の複合材料が存在する。これらの材料を加工し、人工衛星を保護するフェアリング、推進剤を貯蔵するタンク等の機体部材のほか、固体ロケットモータ、液体エンジンの燃料供給系部品等の推進系部品が製造される。

その上で、機体部材、推進系部品、電子制御系（アビオニクス）等を統合し、機体の整合性確認、電気系統・推進装置の試験等を経てロケットとして完成する。このように多数の素材・部材から構成されているが、個々の素材・部材の品質は安全性や性能に直結する。

(6) ロケットの部品等のサプライチェーンが抱える課題及び動向

ロケットの自律的な製造のためには、ロケットの部品等の国内における安定供給確保が重要であるが、先述のとおり、サプライチェーン上、フェアリング、固体ロケットモータ、燃料供給系部品に課題が存在する。

① フェアリング

今後国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準に到達していない。また、民間ロケットの供給は海外への依存度が大きく、世界的な需要のひっ迫を背景として、我が国への供給が滞るケースが存在する。

他方、フェアリングの安定供給能力をコスト競争力のある形で獲得するには、新規大型設備への投資に加え、非常に高度な製造技術と歩留まり改善に向けたノウハウが不可欠である。このため、投資回収が長期化するとともに、量産基盤の整備には事業リスクが伴うことから、民間企業のみでは投資が困難な状況にある。

② 固体ロケットモータ

固体ロケットモータについては、製造可能な国内企業は限定されており、今後国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準に到達していない。

他方、量産体制の整備のためには大規模かつ特殊な製造設備への多額の投資が必要であり、投資回収が長期化するため、民間企業のみでは投資が困難な状況にある。

③ 燃料供給系部品

燃料供給系部品については、極低温燃料を使用する液体ロケットに適用可能な精密部品を製造できる国内企業は限定されており、今後国内ロケット打上げ数の急増が想定される中で、国内の供給能力は十分な水準に到達していない。

他方、当該品は多品種少量生産であり、製造設備の特殊性や製造ノウハウ取得に係るコストに比して生産規模が小さく、投資回収が長期化するため、民間企業のみでは投資が困難な状況にある。

第2節 ロケットの部品等の安定供給確保に関する目標

先述した政府の KPI（2030 年代前半までに国内打上げ能力を年間 30 件程度確保）を踏まえ、以下の目標を掲げる。

① フェアリング

2030 年代前半までに国内のフェアリングの需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

② 固体ロケットモータ

2030 年代前半までに国内の固体ロケットモータの需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

③ 燃料供給系部品

2030 年代前半までに国内の燃料供給系部品の需要を満たす供給力確保に向けて、安定供給ができる生産能力を、コスト競争力を有する形で獲得することを目指す。

第2章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

第1節 施策の基本的な方向及び目標

前章第1節の現状・課題認識を踏まえ、ロケットの部品等の供給基盤の整備・強化を通じて、その安定的な国内供給の実現を目指す。特に、ロケットの機能発揮において重要であり、海外に供給を依存している又は将来的に依存するおそれがあるとともに、供給途絶蓋然性が高いものを対象とする。

併せて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しや、サプライチェーンにおける適正なコスト負担を含む国内外の関係者の理解促進を図る取組も含めて総合的な対応を実施していくことにより、前章第2節の目標の達成を図るものとする。

なお、今回、安定供給確保のための施策を講ずる品目への支援のあり方については、今後の製造ノウハウの蓄積や需要の見通し等の状況を踏まえながら、随時見直しをすることとする。

第2節 実施する個別施策

（1）フェアリングの国内生産基盤の確立・強化

① 施策の対象となる品目

フェアリング

② 施策の対象となる取組

フェアリングの製造に必要な設備投資等

③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

フェアリングの製造設備、試験設備及び施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）への投資並びに試作検証に要する費用の支援を行う。これにより、増加するフェアリングの需要にも対応可能な、安定した国内供給体制を確立する。

（2）固体ロケットモータの国内生産基盤の確立・強化

① 施策の対象となる品目

固体ロケットモータ

② 施策の対象となる取組

固体ロケットモータの製造に必要な設備投資等

③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

固体ロケットモータの製造設備、試験設備及び施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）への投資並びに試作検証に要する費用の支援を行う。これにより、増加する固体ロケットモータの需要にも対応可能な、安定した国内供給体制を確立する。

（３）燃料供給系部品の国内生産基盤の確立・強化

① 施策の対象となる品目

燃料供給系部品のうち、極低温環境での動作性や高圧への耐性を有するもの

② 施策の対象となる取組

燃料供給系部品の製造に必要な設備投資等

③ 施策の具体的な内容及び効果並びに目標

燃料供給系部品の製造設備、試験設備及び施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）への投資並びに試作検証に要する費用の支援を行う。これにより、増加する燃料供給系部品の需要にも対応可能な、安定した国内供給体制を確立する。

第３節 施策に係る留意事項

（１）関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境

前章第１節（２）で述べたとおり、「宇宙戦略基金」により、先端技術開発や技術実証、商業化を支援する取組を行っているところである。具体的には、高頻度打上げに資するロケット部品・コンポーネント等の開発やロケット製造プロセスの刷新を通じて、量産化や低コスト化等を実現するための技術開発に取り組んでおり、必要に応じ、本法による施策との適切な連携を図るものとする。

（２）施策の総合的かつ効果的な推進

本制度の運用に当たっては、国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する取組を総合的かつ効果的に推進するため、支援の効果的な実施にも留意するものとする。

経済産業大臣は、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長と連携し、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みの活用も含め、認定供給確保事業者による安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に留意するものとする。

(3) サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進

重要な物資の安定供給確保を図る上では、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、関係行政機関は、重要な物資の安定供給確保に関し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

具体的には、経済産業大臣は、ロケットの部品等のサプライチェーンの状況を的確に把握するため、必要と認めるときは、法第 48 条第 1 項等を活用し、重要な物資のサプライチェーン把握のための調査を実施すること等により、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

ロケットの部品等のサプライチェーン把握のための調査の実施に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を活用し、法律の規定の施行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

(4) 法第三十条に規定する関税定率法に基づく職権調査の求めの実施等

経済産業大臣は、ロケットの部品等の安定供給確保のために、民間事業者等による取組を後押しする観点から法第 30 条に規定する調査の求め（関税定率法に基づく職権調査の求め）を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ・安定供給確保基本指針の趣旨を踏まえ、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第 30 条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図ること。
- ・その際、経済産業大臣は、法第 4 条第 2 項や第 46 条の規定等に基づき、関係行政機関の協力を得て対応を図ること。
- ・法第 48 条第 2 項が定める証拠収集手続を行うに当たっては、事業者の過度な負担とならないよう、情報収集に係る対象者を必要な範囲に限定するとともに、調査対象者が秘密として取り扱うことを求める情報がある場合には当該情報を非公表として取り扱うなど、民間事業者等に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。
- ・当該求めに関する手続は、GATT・WTO 協定が定める貿易救済措置に係る諸規定と密接な

関係を有するところ、法第 90 条が定める国際約束の誠実な履行に係る規定に十分配慮すること。

(5) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

経済産業大臣は、ロケットの部品の供給に関わる事業者の事業の廃止等により、ロケットの部品の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第 9 条の 2 の規定に基づき、当該事業の廃止等がロケットの部品の安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。

また、経済産業大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第 11 条の 2 の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。

安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。

第3章 ロケットの部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、ロケットの部品等の安定供給確保に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、特定重要物資等の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。

第1節 取組の対象範囲

供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令第1条に規定するロケットの部品又はその生産に必要な原材料等（原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）であって、それらの安定供給確保に特に必要と認められる次のいずれかの品目に関するものとする。

- （1）フェアリング
- （2）固体ロケットモータ
- （3）燃料供給系部品

第2節 安定供給確保の目標

供給確保計画の認定の対象とする取組は、安定供給確保に取り組もうとする品目について、次に掲げる基準を総合的に考慮し、サプライチェーンの供給途絶によるリスクの緩和につながるものとして、安定供給確保に十分効果的と認められるものであるものとする。

- フェアリングの国内生産基盤の確立・強化のための取組
 - ・ 2030年代前半までに国内打上げ能力を年間30件程度確保することに伴い増加する需要に対応するため、フェアリングの安定した国内供給体制の確立又は強化を目指す取組であること。
 - ・ 宇宙分野での製造実績を有する者、若しくはその実績を有する事業者との連携体制を構築している者、又は他分野での量産体制の構築や品質保証といった宇宙分野にも適用可能な実績を有する者による取組であること。
 - ・ 国内需要量を満たすことに加え、必要に応じて海外の需要の獲得や、他用途への利用も含めて設備の稼働率を高めることで、フェアリングのコスト競争力を高めるとともに、将来的な継続投資及び研究開発につながる生産性・収益性の向上が見込まれる投資計画であること。
 - ・ 需要過多の場合、我が国のフェアリングの安定供給を優先するものであること。

- 固体ロケットモータの国内生産基盤の確立・強化のための取組
 - ・ 2030 年代前半までに国内打上げ能力を年間 30 件程度確保することに伴い増加する需要に対応するため、固体ロケットモータの安定した国内供給体制の確立又は強化を目指す取組であること。
 - ・ 宇宙分野での製造実績を有する者、若しくはその実績を有する事業者との連携体制を構築している者、又は他分野での量産体制の構築や品質保証といった宇宙分野にも適用可能な実績を有する者による取組であること。
 - ・ 国内需要量を満たすことに加え、必要に応じて海外の需要の獲得や、他用途への利用も含めて設備の稼働率を高めることで、固体ロケットモータのコスト競争力を高めるとともに、将来的な継続投資及び研究開発につながる生産性・収益性の向上が見込まれる投資計画であること。
 - ・ 需要過多の場合、我が国の固体ロケットモータの安定供給を優先するものであること。
- 燃料供給系部品の国内生産基盤の確立・強化のための取組
 - ・ 2030年代前半までに国内打上げ能力を年間30件程度確保することに伴い増加する需要に対応するため、燃料供給系部品のうち、極低温環境での動作性や高圧への耐性を有するものの安定した国内供給体制の確立又は強化を目指す取組であること。
 - ・ 宇宙分野での製造実績を有する者、若しくはその実績を有する事業者との連携体制を構築している者、又は他分野での量産体制の構築や品質保証といった宇宙分野にも適用可能な実績を有する者による取組であること。
 - ・ 国内需要量を満たすことに加え、必要に応じて海外の需要の獲得や、他用途への利用も含めて設備の稼働率を高めることで、燃料供給系部品のコスト競争力を高めるとともに、将来的な継続投資及び研究開発につながる生産性・収益性の向上が見込まれる投資計画であること。
 - ・ 需要過多の場合、我が国の燃料供給系部品の安定供給を優先するものであること。

第3節 供給安定性

供給確保計画の認定の対象とする取組は、ロケットの部品等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（１）から（３）までのいずれにも該当するものとする。

- （１）現在及び計画期間中の市場構造又はその見込みを踏まえた供給能力確保に関する計画が整備されていること。
- （２）特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること
- （３）事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

第4節 当該取組ごとにと組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

供給確保計画の認定の対象とする取組について、取組を行うべき期限は、認定供給確保計画に基づくロケットの部品等の生産が開始された時点から、5年以上とする。

第5節 実施体制

供給確保計画の認定の対象とする取組は、ロケットの部品等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の（１）から（４）までのいずれにも該当するものとする。

- （１）取組を実施するのに十分な人員を有していること。
- （２）取組の実施に必要な資金の調達が不可能なものではないこと。
- （３）安定供給確保計画に基づく取組に関する情報を適切に管理するための体制が構築されていること。
- （４）取組を実施するための必要な情報を経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に共有できる体制が構築されていること。具体的には、第三者への事業譲渡、成果物の譲渡又は使用許諾等をしようとする場合にはあらかじめ経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に連絡をすること。
- （５）取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、経済産業省を通じて内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」という。）にサイバーインシデントの報告を行うこと。

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

（１）需給ひっ迫時の対応

ロケットの部品等の需給がひっ迫した場合における増産及び備蓄の全部又は一部放出の協力等、ロケットの部品等の国内における安定的な供給に資する措置を実施するものであること。

（２）供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発

取組の実施により確保する供給能力を維持し又は強化するため、継続的な投資や研究開発が見込まれるものであること。

(3) 技術流出防止措置

供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術(いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と呼ぶ。)について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。

(ア) コア技術等へのアクセス管理

コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術(以下「コア技術等」という。)にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程(社内ガイドライン等含む。)を整備すること。

(イ) コア技術等にアクセス可能な従業員の管理

(ア)に規定する従業員に対し相応の待遇(賃金、役職等の向上)を確保する等の手段により、当該従業員の退職等を通じたコア技術等の流出を防止する措置を講ずるとともに、当該従業員が退職する際にはコア技術等に関する守秘義務の誓約を得ること。また、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。

(ウ) 取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講ずることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講ずること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)及び受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の諸規定に十分配慮すること。

(エ) 技術移転等

- コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。
- 特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者又は他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。

- ① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合
 - イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者
 - ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者
- ②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

<他者又は他国に対する行為>

- (i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する
- (ii) 他者に対し、コア技術等を提供する
- (iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う
- (iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う
- (v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

第7節 複数事業者が申請する計画の認定に関する事項

同一の業種に属する複数事業者が申請する場合にあっては、その取組が実施されることにより、申請者が営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する物資等や提供する役務の価格の不当な引き上げが誘発される等により、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第8節 計画の認定に当たって配慮すべき事項

経済産業大臣は、計画の認定に当たって、第6章第2節及び第3節に適切に留意するものとする。

また、第4章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する事業者の供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに留意するものとする。

第4章 ロケットの部品等の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金

第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を選定するものとする。

第2節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

NEDOが安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、安定供給確保支援業務を実施するものとする。また、主務大臣は、関係法令に基づき作成する事業計画及び収支計画の内容について確認し、適正かつ確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

NEDOが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合にあっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、主務大臣が定める供給確保支援実施基準等の範囲で、保有する基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- ・ 助成金等の執行に当たっては、安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人は、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、主務大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。
- ・ また、主務大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の手続を実施するものとする。
- ・ 基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- ・ 基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第4節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

NEDOは、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、法人文書登録を適切に行う、保存期間を定める等、公文書管理法に従った管理を実施するとともに、必要に応じて施錠や暗号化などの適切な手段により、関係者以外の者が情報を閲覧できないようにするなどの措置を講ずるものとする。

安定供給確保支援法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、情報管理責任者を置き情報を開示できる者の範囲を指定するなど、情報管理体制等に関して必要な措置を講ずるものとする。

第5章 ロケットの部品等に係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項

第1節 指定の要件

次のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項に基づく指定を行うことができるものとする。

- 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること。
- 特定重要物資等のうち、その安定供給確保が困難と認められるものについて、法第44条第6項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
- 当該特定重要物資等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

第2節 指定解除の考え方

物資所管大臣は、法第44条第1項に基づく指定をした特定重要物資について、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第3節 その他留意事項

（1）国が講ずる施策に関する事項

主務大臣は、法第44条第1項に基づく指定を行った場合には、法第44条第6項に規定する措置を講じて、その安定供給確保を図るものとする。

（2）輸送手段の確保に関する事項

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

第6章 ロケットの部品等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第1節 国際約束との整合性の確保

本制度の運用に当たっては、法第90条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、WTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

第2節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつ分かりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第3節 サイバーセキュリティの確保

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。

(1) 令和9年3月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリテ

ィ対策評価制度」(以下「SCS 評価制度」という。)に基づく★4の取得

- (2) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(以下「JC-STAR 制度」という。)に基づくラベルを取得した IoT 製品の使用(ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについては★3を取得した製品の使用)
- (3) 調達先¹⁶に対する、SCS 評価制度の★3又は★4(調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断)の取得推奨
- (4) 調達先に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得した IoT 機器の使用推奨

第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境

将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある。

これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。

第5節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表

(1) 関係者の意見の適切な考慮

個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。

(2) 施行状況の適切な公表等の実施

本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、基本指針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報に行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第6節 関係行政機関との連携

¹⁶ 認定供給確保計画に従って取組を行う上で必要な原材料及び部品について、認定供給確保事業者に対し直接の供給を行う者

関係行政機関は、特定重要物資等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針等に基づき相互に協力するものとする。

第7節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力

ロケットの部品のサプライチェーンは、ロケットの部品等の供給を行う事業者、ロケットの部品の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、経済産業大臣、民間事業者等の関係者は、ロケットの部品等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るものとする。

第7章 その他ロケットの部品等の安定供給確保に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

また、経済産業大臣は、ロケットの部品の政令指定及び取組方針の策定後、毎年度、供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障時等の報告を通じ、特定重要物資等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、供給確保計画の的確な実施のための措置を講ずるものとする。

附 則（令和〇年〇月〇日改定）

- 1 この取組方針は、令和〇年〇月〇日から適用する。
- 2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であつて、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画については、なおその効力を有するものとし、当該供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。